

「働き方改革関連法」説明会 追加開催 のご案内

本年6月29日に成立（7月6日公布）し、2019年4月1日からの施行が迫っている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）について、厚生労働省山口労働局と一般社団法人山口県労働基準協会の共催による説明会の開催をご案内したところ、定員を大きく上回る申し込みをいただいたところです。

そこで、下記のとおり労働基準法の改正を中心とした標記の説明会を追加開催することといたしました。

つきましては、追加開催説明会への参加をご希望される場合は、平成30年12月28日までに本状によりお申込みいただきますよう、再度ご案内いたします。

なお、12月の説明会の申し込みをお断りした事業場におかれては、お手数をおかけしますが、資料準備等の都合がありますので、再度、本状によりお申込みいただきますようお願いいたします。

厚生労働省山口労働局
(一社) 山口県労働基準協会

記

- 日 時：平成31年1月9日（水）13時30分～16時20分
場 所：山口県総合保健会館 多目的ホール（山口市吉敷下東3丁目1-1）
- 日 時：平成31年1月11日（金）13時30分～16時20分
場 所：海峡メッセ下関 801大会議室（下関市豊前田町3-3-1）

注1）説明内容は12月に開催した説明会と同一です。

注2）申込先着順で定員になり次第締め切らせていただきます。

注3）ご希望の会場以外の会場へご案内させていただくことがあります。

申込みは下記に記入の上、切り取らずにこの面をそのままFAXしてください。

申込み先：山口労働局雇用環境・均等室 **FAX：083-995-0389**

「働き方改革関連法」追加開催説明会（参加無料）		参加申込票
参加日	1月9日（水）山口県総合保健会館	1月11日（金）海峡メッセ下関
	※参加を希望される日（会場）に○印をつけてください。 ※異なる会場で同時に申し込みされる場合は、申込票を分けて作成してください。	
参加者	（事業所名）	（職・氏名）
連絡先	（電話番号）	

※ 山口労働局から折り返しの連絡がない場合、申込みが完了しているものとして、当日、この「参加申込票」をご持参の上、受付にお示しください。

※ 記入いただいた個人情報、本説明会参加者名簿の作成以外には使用いたしません。